平成２５年（フ）第１８８号
福岡県久留米市野中町1489番地１　スカイマンション久留米705号
債務者　土居　　博
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９５号
佐賀県鳥栖市儀徳町2057番地４
債務者　西村　照子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
大分市大字佐野940番地の２
債務者　谷脇　高広
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
山形県新庄市大字泉田字泉田564番地
債務者　工藤　宣子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１０４号
茨城県取手市東３丁目４番14―307号
債務者　瀬戸口　健
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
茨城県牛久市小坂町1910番地17、前住所茨城県牛久市さくら台２丁目37番地３
債務者　志田　　博
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
茨城県牛久市上柏田４丁目６番地１　チェリーハイツ102号
債務者　柴山　和子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
長野市大字小鍋114番地52
債務者　松本　睦美
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
長野県飯田市座光寺７番地33
債務者　岩下　三穂
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第４３号
長野県飯田市座光寺７番地33
債務者　岩下さち子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市泉町31番７号
債務者　髙原　眞尚
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市今福１丁目２番10―810号、住民票上の住所兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番20―109号
債務者　八百　孝雄
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６４号
兵庫県西宮市東山台１丁目６番地112号棟302号
債務者　中宮　和彦
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６５号
兵庫県西宮市東山台１丁目６番地112号棟302号
債務者　中宮　由佳
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９３号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目15番２号中嶋ハイム105号
債務者　松井　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９５号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目162番地の１ジュエルコート神田201号
債務者　中川アキこと　李　　明玉
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８４号
熊本市東区八反田２丁目１番11号　セモンプレジール202号室
債務者　小幡　祐揮
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係